

令和4年

第1回七宗町議会定例会会議録

令和4年3月3日

令和4年第1回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和4年3月3日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	3月3日 午前10時00分
出 席 議 員	1番 市川裕隆君、2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 田中るり子君、支所長 福井靖信君、 農林課長 福井仁君、土木建設課長 山田直光君、 水道課長 加藤裕規君、会計室長 亀山桂児君、 教育課長 佐伯義則君
欠 席	なし
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 林佳成君 記録 渡辺岳志君
七宗町長提出議案の題目	
	承認第1号 専決処分について 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第9号） 承認第2号 専決処分について

	令和3年度七宗町一般会計補正予算(第10号)
議第1号	令和4年度七宗町一般会計予算
議第2号	令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算
議第3号	令和4年度七宗町介護保険事業特別会計予算
議第4号	令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算
議第5号	令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計予算
議第6号	令和4年度七宗町下水道事業特別会計予算
議第7号	令和4年度七宗町神湊財産区特別会計予算
議第8号	令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計予算
議第9号	令和4年度七宗町中麻生財産区特別会計予算
議第10号	令和3年度七宗町一般会計補正予算(第11号)
議第11号	令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議第12号	令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
議第13号	令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
議第14号	令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第15号	令和3年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第2号)
議第16号	七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議第17号	七宗町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第18号	七宗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議第19号	七宗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第20号	七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第21号	七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

	<p>いて</p> <p>議第 2 2 号 七宗町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 2 3 号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 2 4 号 七宗町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第 2 5 号 町道の路線の認定について</p>
<p>議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。</p>	
	<p>日程第 1. 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第 2. 会期の決定</p> <p>日程第 3. 承認第 1 号及び承認第 2 号</p> <p>議第 1 号から議第 2 5 号まで</p>
<p>会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p>	
	<p>3 番 大鋸利光君 4 番 玉木幸治君</p>
<p>会期の決定について 会期は次の 1 3 日間に決定した。</p>	
	<p>令和 4 年 3 月 3 日から 3 月 1 5 日までの 1 3 日間</p>
<p>議 事 の 経 過</p>	
開 議	<p>午前 1 0 時 0 0 分</p>
議長（中島寛直君）	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は令和 4 年第 1 回七宗町議会定例会にご参集賜り、ご苦勞さまでございます。</p> <p>ただいまの出席議員は 8 名で、定足数に達しております。</p> <p>したがって、令和 4 年第 1 回七宗町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。</p>

	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本会議はマスク着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお話してください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体調不良のため会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>また、事務職員の都合により、本日の会議の音響機器の操作を総務課行政係、渡辺岳志君にお願いしましたので、申し添えます。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
<p>局長（林佳成君）</p>	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>町長から本日付をもって、承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号までの27議案が提出されました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>次に、議長より報告いたします。</p> <p>監査委員から報告のあつた例月出納検査の結果については、お手元に配付してあります例月出納検査結果報告書についてであります。</p> <p>これをもって報告に代えさせていただきます。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番 大鋸利光君及び4番 玉木幸治君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題にします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から3月15日までの13日間に決定いたしました。</p> <p>日程第3を議題とします。</p>

	<p>承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号までを一括して議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、七宗町議会令和4年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>日頃より、町政の円滑な運営に格別なご支援とご協力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、新年を迎えた1月より急速に感染拡大し、現在、高止まりまたは減少傾向とも推測されている状況であります。</p> <p>1月21日に岐阜県がまん延防止等重点措置区域の指定を受け、本町においても、近隣市町村の感染状況や経済交流等を考慮し、同月28日に本町独自の非常事態宣言を発出し警戒をしておりますが、幸いにも、急速な感染拡大やクラスター感染などは発生していない状況であります。</p> <p>オミクロン株においても、マスクの着用やアルコールによる手指消毒など、基本的な対策は感染予防に有効とされておりますので、引き続きの対策をお願いいたします。</p> <p>そして、予防の切り札とされておりますワクチン接種においても、交差接種や副反応などの心配なこともありますが、抗体の増加や重篤リスクの軽減など効果も検証されておりますので、3回目の接種につきまして、町民の皆さんのご理解、また、医療関係者の皆さんのご協力をお願いしまして、ワクチン接種を加速していき、町民の皆さんの安全につなげていきたいと考えております。</p> <p>また、かねてから進めておりました、町内12か所に設置した河川監視システムについて、来る3月10日に運用開始式を執り行う予定で、現在、準備を進めております。</p> <p>その後、本町とシステム管理者との認証事務等を経て、28日からウェブ上で閲覧可能となる予定ですので、大雨や洪水時の安全な避難等に役立てていただけるよう、22日発行の広報ひちそうの3月号で、町民の皆さんに周知してまいります。</p>

	<p>さて、私が町長に就任してから、初めての新年度予算案を上程するに当たり、課題を山積みとする中、令和4年度に特に力を入れて取り組んでいく施策の一端を述べさせていただきます。</p> <p>本町の長年の懸案であります、主要地方道可児金山線改良事業及び上麻生裏山地区の急傾斜地崩壊対策事業、上麻生防災事業については、岐阜県において鋭意ご努力を賜り進めていただいておりますが、一日も早い完成に向け、より一層の推進を要望してまいりますので、議員各位にもご支援とご協力をお願いするところであります。</p> <p>町民の皆さんの安心安全な暮らしのために、倒木による停電等のリスク回避を目的とした、電線沿いの支障木を伐採するライフライン保全事業を継続し、万場一葉津間の実施を計画しております。</p> <p>次に、学校ですが、七宗町の未来を担う子どもたちの数は、この10年間で半数近くまで減り、極端な少子化を示しております。</p> <p>今後は、20年後を見据えた七宗町の教育の明確に描き、計画的に推進することが重要であると考えます。</p> <p>そのために七宗町学校基本構想を策定し、学校の形や教育の姿を築き上げていきたいと思っております。</p> <p>近々では、現役の子どもたちのために、過去2度の学校統合に向け歩んできた本町の歴史を踏まえ、目指す学校の形をお示しして、保護者、住民の皆さんとの話し合いまで進めていければと考えております。</p> <p>議員各位のご支援とご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>日本最古の石博物館とロックタウンプラザへの、お客様が訪れやすい環境づくりを構築するために、博物館駐車場と隣接する民営店舗様の駐車場を接続することにつきましては、双方の合意は整っておりますので、工事の実施時期は、お互いの協議により、営業の支障の少ない時間を見計らって発注してまいりたいと考えております。</p> <p>体育館については、建築基準法に伴うアスベストの浮遊対策も浮上し、耐震化の問題も含め、利用状況や、町にとって必要性、管理費用などの多面的に検討を行い、議員各位を初め関係団体等のご意見をいただき、存廃を含め今後どうするか、</p>
--	--

結論を出していきたいと考えております。

さらには、令和5年3月下旬に、50年という契約期間満了を迎える町行分収造林については、国産材の需要の激減により、長期間にわたる木材価格の低迷等から、契約締結当時の契約満了時想定木材価格と実勢価格の乖離が非常に大きく、また、皆伐後の植林等の労力や経費なども考慮しながら考え、基本的には契約延長はしないという考えで、契約者あるいは相続人の方と協議を進めてまいります。

また、新たな取組としまして、人口流出抑制のための方策を、住環境の面からも考えるため、町内の建築業者さんの方々と座談会を実施し、住宅のプロからの視点で捉えた、若年層が住宅に求める設備、環境、空き家リフォームの課題、建て売り住宅、住宅販売の可能性、集合住宅の今後の需要等の意見を伺い、人口減少対策に生かしてまいりたいと考えております。

以上、述べさせていただきました施策は一部であります、町民の皆さんが七宗町民でよかったと思っただけの町政を進めてまいる所存でありますので、新年度について、議員各位の格別なるご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

それでは、令和4年度の予算及び主要事業について申し上げます。

まず、予算総額につきましては、一般会計予算30億1,000万円、8つの特別会計16億2,997万円、一般会計、特別会計合わせて予算総額46億3,997万円となります。

主要事業につきましては、第五次総合計画を基にし、安心安全なまちづくり、集客や町民の憩いの場を整備、まちづくり団体への支援体制の整備、子どもたちが希望を持てる未来づくりのための関係予算を計上しております。

後ほど詳細については説明いたしますが、ご審議いただくようお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします議案につきまして説明申し上げます。

本定例会にご提案いたします案件は、専決処分の承認を求める件2件、予算関係15件、条例関係9件、認定関係1件、合わせて27件であります。

承認第1号 専決処分については、令和3年12月17日に専決



	<p>処分をしました令和3年度七宗町一般会計補正予算(第9号)について承認を求めるものであります。</p> <p>既定の歳出予算の3款民生費を1,910万円増額し、国庫補助金で充当するものであります。</p> <p>これは、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するための経費であります。</p> <p>承認第2号 専決処分については、令和4年1月28日に専決処分しました令和3年度七宗町一般会計補正予算(第10号)について承認を求めるものであります。</p> <p>既定の歳出予算の3款民生費 4,880万8,000円を増額し、住民税非課税世帯への特別給付金を支給する経費で全額、国庫補助金を充当するものであります。</p> <p>次に、ふるさと納税の今年度の寄附額が6,000万円増額見込みであり、必要経費2,948万1,000円を加え、歳出2款総務費を増額するものであり、寄附金及びまちづくり基金の取崩しにより充当するものであります。</p> <p>議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億1,000万円とするもので、前年度比2.7%の減であります。</p> <p>歳入の主なものは、1款町税 5億3,583万2,000円、地方交付税 14億279万7,000円であります。</p> <p>歳出の主なものは、2款総務費 7億2,093万1,000円、3款民生費 7億17万7,000円、4款衛生費 2億9,416万1,000円、6款農林水産業費 2億3,378万3,000円、8款土木費 2億1,303万6,000円、9款消防費 1億6,023万3,000円、12款公債費 2億4,501万1,000円です。</p> <p>歳出関係で、安心安全なまちづくりのためにライフライン保全事業の継続予算を計上しました。</p> <p>豪雨時の雨量規制区間の通行止め解除のため、主要地方道可児金山線改良工事負担金、防災拠点であります役場庁舎裏山を含む急傾斜地崩壊対策事業の負担金などを予算計上し、事業を促進します。</p> <p>集客や町民の憩いの場を整備するために、追洞地内に神湊川河川敷に下りるための階段を含む整備を行います。</p> <p>そして、2月から高齢者より開始しております3回目のワクチン接種においても、令和4年度において予算計上し、接種</p>
--	---

	<p>を加速させていきます。</p> <p>町内のまちづくり団体への支援体制確立のため、三年晩茶を初めとする七宗町特産品開発への支援体制を強化し、特産品開発支援補助金等を予算計上し、活動支援に取り組んでまいります。</p> <p>子どもたちに希望が持てる未来づくりのために、学校の在り方につきまして、今年度より保護者の方へ説明会等を実施しておりますが、さらに、在り方につきましては、基本構想を策定し、検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>議第2号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億9,000万円で、前年度比3.4%の増であります。</p> <p>歳入歳出ともに、医療給付費等の経費であります。</p> <p>議第3号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億3,000万円で、前年度比1.7%の減であります。</p> <p>歳入歳出とも、居宅施設介護費等の経費であります。</p> <p>議第4号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000万円で、前年度比6.7%の増であります。</p> <p>歳入歳出とも、後期高齢者の医療給付費等の経費であります。</p> <p>議第5号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,000万円で、前年度比17.4%の減であります。</p> <p>歳入の主なものは、1款使用料及び手数料 7,699万9,000円、5款繰入金 9,923万5,000円であります。</p> <p>歳出の主なものは、麻生給水区域、中神淵給水区域における交付金を活用した水道管布設替工事であります。</p> <p>議第6号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,800万円で、前年度比1.9%の増であります。</p> <p>歳入の主なものは、1款使用料及び手数料 3,039万4,000円、5款繰入金 1億1,951万8,000円であります。</p> <p>歳出の主なものは、処理施設設備機械等の維持管理費及び公債費であります。</p> <p>議第7号 令和4年度七宗町神淵財産区特別会計予算につい</p>
--	---

	<p>ては、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ180万円で、前年度比10%の減であります。</p> <p>議第8号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ8万円で、前年度比75%の減であります。</p> <p>議第9号 令和4年度七宗町中麻生財産区特別会計予算については、既定の歳入歳出予算の総額はそれぞれ9万円で、前年度比63.6%の増であります。</p> <p>議第10号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第11号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1億3,647万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を34億2,805万1,000円とするものであります。</p> <p>歳入の主な補正は、町税の減額、地方交付税の増額及び事業完了見込みによる補助金等の増減、寄附金の増額補正であります。</p> <p>歳出につきましては、各事業の事業完了による不用額の減額、年度末による費用精査による補正であります。</p> <p>議第11号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ11万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,519万8,000円とするものであります。</p> <p>歳出において、医療給付費及び高額医療給付費の精算が見込まれるため、予備費を充用するものであります。</p> <p>歳入については、保険税の減額、給付費の増額による県支出金増額による補正であります。</p> <p>議第12号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,651万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,292万円とするものであります。</p> <p>歳出の地域密着型居宅施設介護給付費等の精算見込みによる減額が主なもので、歳出減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金等の歳入を減額する補正であります。</p> <p>議第13号 令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,672万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,981万3,000円とするものであります。</p>
--	--

	<p>事業執行完了に伴う不用額の減額補正が主なもので、歳入の補助金、繰入金等を減額するものであります。</p> <p>議第14号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算をそれぞれ260万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,319万円とするものであります。</p> <p>事業執行完了に伴う不用額の減額であり、歳入の繰入金で調整するものであります。</p> <p>議第15号 令和3年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ37万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を208万7,000円とするものであります。</p> <p>歳入への公売収入が見込まれ、基金取崩しを減額し、歳出予備費で調整するものであります。</p> <p>議第16号 七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和3年度人事院勧告に伴う条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第17号 七宗町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、押印見直しに伴い、2件の関係条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第18号 七宗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年3月廃止され、個人情報の保護に関する法律に統一されることに伴う条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第19号 七宗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防長から消防団員確保のための処遇改善の要請を受け、条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第20号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、国民年金法等の一部改正に伴い条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第21号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の報酬を追加するものであります。</p>
--	--

	<p>議第22号 七宗町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、神渚コミュニティーセンターの管理及び運営について、事務を神渚支所が行うことに伴う条例の改正であります。</p> <p>議第23号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町管理合併浄化槽廃止や新規管理移管に伴う条例の改正であります。</p> <p>議第24号 七宗町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、道路構造令が改正され、自転車通行帯、歩行者利便増進道路の規定が定められたことに伴い条例を改正するものであります。</p> <p>議第25号 町道の路線の認定については、新たに2路線、七宗町町道に認定するものであります。</p> <p>後ほど各担当より詳細については補足説明を申し上げますが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、補足説明を求めます。</p> <p>各課長には、関係する議案をまとめて申し上げます。</p> <p>承認第1号及び承認第2号、議第1号及び議第10号並びに議第16号から議第20号までの補足説明を求めます。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>
<p>総務課長（山田俊也君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、承認第1号、第2号、予算関係、議第1号、議第10号、条例関係、議第16号から議第20号について、補足説明させていただきます。</p> <p>承認第1号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第9号）について、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書1ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,910万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,624万1,000円とするものであります。</p> <p>予算書2ページをごらんください。</p>

	<p>歳出3款民生費 2項児童福祉費を1,910万円増額し、歳入の国庫支出金を同額充当するものです。</p> <p>これは、国の事業であります子育て支援臨時特別交付金で、高校生以下の子どもに5万円を支給する経費であります。</p> <p>続きまして、承認第2号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明します。予算書1ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,828万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,453万円とするものです。</p> <p>2ページをごらんください。</p> <p>歳出2款1項総務管理費 8,948万1,000円の増額は、本年度のひちそうまちづくり寄附金6,000万円の増額が見込まれるため、基金への積立金及び返礼品等必要な経費であります。</p> <p>歳入につきましては、17款寄附金 6,000万円及びまちづくり基金取崩し2,948万1,000円を増額するものであります。</p> <p>次に、歳出の3款民生費 4,880万8,000円増額につきましては、国の事業であります令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で想定される該当世帯473世帯へ10万円給付及び給付に伴う経費であります。</p> <p>次に、歳出の6款1項農業費、備品購入費 38万2,000円につきましては、農林課設置のプリンター故障に伴い、購入するための経費であります。</p> <p>予備費を充用するものであります。</p> <p>続きまして、議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算について、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書1ページをごらんください。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億1,000万円と定めるものであります。</p> <p>債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、事項、期間及び限度額について、9ページ第2表に記載してあります。</p> <p>地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、10ページの第3表に記載してあります。</p>
--	---

	<p>一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めております。</p> <p>それでは、2ページの第1表、歳入からご説明します。</p> <p>1款町税 5億3,583万2,000円、前年度比4,930万3,000円の減額、率は8.4%の減となっており、コロナ禍による個人所得の低下及び資産価格の低下による固定資産税減額が主な要因となっております。</p> <p>内訳は、1項町民税 1億3,678万6,000円、2項固定資産税 3億7,247万8,000円、3項軽自動車税 1,465万7,000円。</p> <p>4項たばこ税 1,191万1,000円です。</p> <p>2款地方贈与税 4,054万1,000円、前年度比406万円の増額、率は11.1%の増となっており、森林環境税の増額が主な要因となっております。</p> <p>内訳は、1項自動車重量譲与税 1,619万8,000円。</p> <p>2項地方揮発油譲与税 637万2,000円、3項地方道路譲与税 1,000円、4項森林環境譲与税 1,797万円です。</p> <p>3款1項利子割交付金 53万円、前年度と同額であります。</p> <p>4款1項配当割交付金 166万4,000円、前年度と同額であります。</p> <p>5款1項株式等譲渡所得割交付金 143万8,000円。</p> <p>前年度比11万4,000円の減額であります。</p> <p>6款1項法人事業税交付金 147万6,000円。</p> <p>前年度比13万6,000円の増額であります。</p> <p>7款1項地方消費税交付金 6,576万2,000円、前年度比57万円の減額であります。</p> <p>8款1項環境性能割交付金 248万円、前年度比15万7,000円の増額であります。</p> <p>9款1項地方特例交付金 234万7,000円、前年度比150万9,000円の減額であります。</p> <p>10款1項地方交付税 14億279万7,000円、前年度比1億1,736万円の増額です。</p> <p>内訳は、普通交付税 13億1,765万円、特別交付税 8,514万7,000円です。</p> <p>11款1項交通安全対策特別交付金 1,000円、前年度と同額であります。</p> <p>12款分担金及び負担金 1,078万4,000円、前年度比296万</p>
--	--

	<p>6,000円の増額であります。</p> <p>内訳は、1項分担金 374万円、2項負担金 704万4,000円です。</p> <p>13款使用料及び手数料 1,915万1,000円、前年度比25万7,000円の減額、率で1.3%の減となっております。</p> <p>内訳は、1項使用料 1,656万6,000円で、主なものは、日本最古の石博物館等 252万8,000円、町営バス等使用料 216万3,000円、住宅使用料 695万1,000円、道路使用料 310万5,000円です。</p> <p>2項手数料 258万5,000円、主なものは、戸籍手数料等 229万4,000円です。</p> <p>14款国庫支出金については1億7,216万9,000円、前年度比368万7,000円の減額です。</p> <p>率では2.1%の減であります。</p> <p>内訳は、1項国庫負担金 1億528万1,000円。</p> <p>主なものは、社会福祉費負担金 6,870万5,000円。</p> <p>児童手当負担金 2,522万3,000円。</p> <p>2項国庫補助金 6,554万円で、主なものは総務費補助金 667万8,000円、民生費補助金 433万3,000円、土木費補助金 4,923万円です。</p> <p>3項国庫委託金 134万8,000円で、主なものは、社会福祉費委託金 113万1,000円です。</p> <p>15款県支出金につきましては1億7,236万6,000円、前年度比390万5,000円の減額です。</p> <p>率では2.2%の減となっております。</p> <p>内訳は、1項県負担金 7,975万6,000円。</p> <p>主なものは、社会福祉費負担金 3,436万4,000円。</p> <p>保険基盤安定負担金 2,509万5,000円、地籍調査費負担金 1,181万7,000円でございます。</p> <p>2項県補助金 7,608万円、主なものは、福祉医療費補助金 1,747万7,000円。</p> <p>林業費補助金 1,531万1,000円、電源立地地域対策交付金 1,267万5,000円です。</p> <p>16款財産収入につきましては887万2,000円で、前年度比126万7,000円の減額であります。</p> <p>率は2.7%の減です。</p>
--	---



	<p>内訳は、1項財産運用収入 886万8,000円、主なものは、土地建物貸付収入であります。</p> <p>2項財産売払収入は4,000円です。</p> <p>17款1項寄附金につきましては1億115万7,000円、前年度比100万円の増額です。</p> <p>主なものは、ひちそうまちづくり寄附金 1億円です。</p> <p>18款繰入金につきましては3億2,705万8,000円、前年度比1億2,665万4,000円の減であります。</p> <p>内訳は、1項特別会計繰入金 3,000円、2項基金繰入金 3億2,705万5,000円です。</p> <p>主なものは、ひちそうまちづくり基金繰入金 3億2,605万2,000円です。</p> <p>19款繰越金、1項繰越金につきましては6,132万8,000円で、前年度比572万4,000円の減であります。</p> <p>20款諸収入につきましては5,144万7,000円、前年度比438万5,000円の減額であります。</p> <p>内訳は、1項延滞金、加算金及び過料 3,000円、2項預金利子 1,000円、3項貸付金元利収入 1,450万円、4項雑入 3,694万3,000円です。</p> <p>主なものは、ごみ袋代664万2,000円、岐阜県市町村振興協会市町村交付金476万7,000円、給食事業収入1,357万4,000円です。</p> <p>21款1項町債 3,080万円、前年度比1,330万円の減額、率は30.2%の減となっております。</p> <p>以上、歳入合計30億1,000万円であります。</p> <p>続きまして、6ページ、歳出をお願いします。</p> <p>1款1項議会費 4,960万円、前年度予算対比4万7,000円の増額であり、主に人件費、映像配信運用業務委託料であります。</p> <p>2款総務費 7億2,093万1,000円、前年度予算対比204万4,000円の増額であります。</p> <p>主な事業は、町営バス職員退職に伴う町営バス運行業務委託等827万6,000円、日本最古の石博物館南側連絡通路開通工事873万3,000円、国の補助事業である全国どこでもマイナンバーカードにより戸籍附票等を取得できるためのシステム改修費681万8,000円、来年度予定の参議院選挙費614万8,000円で</p>
--	---

	<p>す。</p> <p>内訳は、1項総務管理費 6億2,133万6,000円、2項徴税费 5,966万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費 2,610万1,000円、4項選挙費 800万1,000円、5項統計調査費 15万1,000円、6項監査委員費 49万8,000円、7項交通安全対策費 487万6,000円です。</p> <p>3款民生費 7億17万7,000円、前年度比3,621万7,000円の増額であります。</p> <p>主な要因、事業につきましては、扶助費の増額や老人保健措置人数の増加等に伴う負担金増など社会福祉費の増額、第1保育園電動オーニング取付工事など557万6,000円の増額であります。</p> <p>内訳は、1項社会福祉費 5億2,477万6,000円、2項児童福祉費 1億7,077万円、3項災害救助費 1,000円、4項国民年金事務費 463万円です。</p> <p>4款衛生費 2億9,416万2,000円、前年度比1,631万1,000円の減額です。</p> <p>主な事業につきましては、一般予防接種委託料1,101万7,000円、ワクチン接種委託料455万4,000円、可燃・不燃物等収集回収委託料など2,100万7,000円です。</p> <p>内訳は、1項保健衛生費 1億7,716万3,000円、2項清掃費 1億1,699万5,000円、3項公売処理費 3,000円です。</p> <p>5款1項労働費 1,000円、前年度と同額であります。</p> <p>6款農林水産業費 2億3,378万3,000円、前年度比504万9,000円の減額であります。</p> <p>主な事業は、三年晩茶特産品化業務委託料461万8,000円、特産品開発支援事業補助金50万円、県営中山間地域総合整備事業負担金1,500万円、天王山線待避所設置工事等1,912万5,000円であります。</p> <p>内訳は、1項農業費 1億4,743万9,000円、2項林業費 8,634万8,000円であります。</p> <p>7款1項商工費 4,290万2,000円、前年度比525万6,000円の増額であります。</p> <p>主な事業は、指定管理委託料841万8,000円、商工会運営補助金550万円であります。</p> <p>8款土木費 2億1,303万6,000円、前年度比1,534万4,000円</p>
--	---

	<p>の増額であります。</p> <p>主な事業は、新規地区を含む地籍調査委託事業1,576万6,000円。</p> <p>主要地方道可児金山線改良事業負担金100万円、県道管理道路樹木伐採事業委託金380万円、ライフライン保全対策関連事業委託料407万円、町道下市場葉津線舗装修繕工事 3,832万円、寺前橋改良工事1,494万円、追洞地内河川公園整備工事等912万円、裏山急傾斜地崩壊対策事業負担金 400万円です。</p> <p>内訳は、1項土木管理費 4,714万5,000円。 2項道路橋梁費 1億4,263万9,000円、3項河川費 1,745万3,000円、4項住宅費 579万9,000円です。</p> <p>9款1項消防費 1億6,023万3,000円、前年度比1億824万5,000円の減額であります。</p> <p>主な減額要因につきましては、本年度をもって完了する防災行政無線デジタル工事が完了したための減額であります。</p> <p>主な事業は、可茂消防事務組合負担金 9,760万3,000円。 防災行政無線子局新設工事 847万円です。</p> <p>10款教育費 3億3,538万9,000円、前年度比1,096万3,000円の増額であります。</p> <p>主な事業は、小中学校の在り方を検討するための小中学校基本構想策定委託料96万8,000円、小中学校教職員パソコンリース料 1,130万6,000円、神淵コミュニティーセンター外壁改修工事 4,485万3,000円。 七宗町体育館将来計画調査委託料283万3,000円です。</p> <p>内訳は、1項教育総務費 8,065万5,000円、2項小学校費3,154万5,000円、3項中学校費 3,477万5,000円、4項社会教育費 9,151万4,000円、5項保健体育費 9,690万円です。</p> <p>11款災害復旧費 1万6,000円、前年度と同額であります。</p> <p>12款1項公債費 2億4,501万1,000円、前年度比2,765万8,000円の減額です。</p> <p>主な要因は、長期償還金元金の減額であります。</p> <p>13款諸支出金、1項普通財産取得費 1,000円は、前年度と同額であります。</p> <p>14款1項予備費 1,376万円、前年度比239万2,000円の増額です。</p> <p>以上、歳出の合計30億1,000万円でございます。</p>
--	---

<p>続きまして、9 ページ、第2表 債務負担行為をお願いします。</p> <p>一つ目は、その他宅地評価支援業務委託料において、期間を令和4年度から令和5年度と定め、限度額を652万3,000円とするものであります。</p> <p>二つ目が、七宗町小規模企業者支援融資利子補給金について、期間を令和4年度から令和5年度と定め、限度額借入金300万円を限度とし、年利率2%以内とするものであります。</p> <p>続きまして、10ページ、第3表 地方債をお願いします。</p> <p>起債の目的で、過疎対策事業債の限度額を3,080万円と定め、起債の方法を証書借入とし、利率は3%以内であります。</p> <p>償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合はその債権者と協定するものとするものによる。</p> <p>ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものと定めるものであります。</p> <p>続きまして、議第10号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第11号）について、補足説明させていただきます。</p> <p>1 ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,647万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,805万1,000円とするものであります。</p> <p>2 ページをお願いします。</p> <p>主な歳入について説明します。</p> <p>10款地方交付税、1項地方交付税につきましては、8,083万2,000円の増額であります。</p> <p>14款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,888万7,000円の増額などあります。</p> <p>17款寄附金につきましては、500万円の企業版ふるさと納税をいただき、400万円の増額補正であります。</p> <p>18款2項基金繰入金 2億475万円の減額につきましては、財源調整による減額であります。</p> <p>続きまして、主な歳出について説明します。</p> <p>4 ページをお願いします。</p>
--

	<p>2 款総務費 1,010万8,000円の減額につきましては、事業完了による入札差金や事業精査による不用額の減額です。</p> <p>また、住民情報系のシステム改修費 228万8,000円の増額です。</p> <p>3 款民生費 1,113万2,000円の減額につきましては、事業等の入札差金、精算不用額の減額、心身障害者等の施設介護給付金等は265万円の増額であります。</p> <p>4 款衛生費 488万2,000円の減額につきましては、事業精算等による不用額を減額したものであります。</p> <p>6 款農林水産業費 3,527万1,000円の減額については、委託業務や工事等の入札差金や不用額を減額したものであります。</p> <p>森林環境整備基金積立金271万7,000円の増額につきましては、予定しておりました充当事業の事業精査により基金へ積立てするものであります。</p> <p>8 款土木費 785万4,000円の減額については、公共急傾斜地崩壊対策事業負担金 159万円の増額と、工事委託等の完了による入札差金や不用額の減額補正であります。</p> <p>9 款消防費の2,022万3,000円の減額につきましては、委託料負担金等の不用額であります。</p> <p>10款教育費の3,095万2,000円の減額につきましては、レッキーマラソンの中止や七宗町体育館耐震補強設計委託業務の事業中止による減額であります。</p> <p>11款災害復旧費の1,119万7,000円の減額につきましては、三反田頭首工災害復旧工事の災害査定による不用額及び入札差金であります。</p> <p>続きまして、6 ページをお願いします。</p> <p>第2表 繰越明許費につきましては、1 件目は、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費システム改修委託料 222万8,000円で、歳入歳出手続のワンストップ化に対応する業務委託料であります。</p> <p>2 件目は、3 款民生費、1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金1,330万円で、4 月末期限の非課税世帯への給付金及び9 月末期限の家計収入急変世帯への給付金であります。</p> <p>続きまして、議第16号 七宗町職員の給与に関する条例等の</p>
--	---

	<p>一部を改正する条例の制定については、令和3年度人事院勧告を受けて、期末勤勉手当の年間支給額を0.15か月引下げ、4.3か月とする条例改正であります。</p> <p>また、附則においては、昨年12月に支給された期末手当の額に定められた割合を乗じて得た額を令和4年6月に支給する額より減する特例措置を定めます。</p> <p>議第17号 七宗町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、デジタル推進による押印見直しに伴い、押印の記載がある関係条例、七宗町固定資産評価審査委員会条例及び七宗町職員のサービスの宣誓に関する条例、2件の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第18号 七宗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年3月に廃止され、個人情報の保護に関する法律に統一されることに伴う条例の一部を改正する条例の制定であります。</p> <p>議第19号 七宗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防長からの消防団員確保のための処遇改善の要請を受け、七宗町消防団員の年額報酬を班長3万7,000円、団員3万6,500円、出動報酬を1日8,000円、半日4,000円に条例改正するものであります。</p> <p>議第20号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、国民年金法附則第65条の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた条例第3条第2項ただし書きを改正するものであります。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第2号から議第4号まで並びに議第11号及び議第12号の補足説明を求めます。</p> <p>住民課長 田中るり子君。</p>
<p>住民課長</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p>

(田中るり子君)

議第2号、議第3号、議第4号、議第11号、議第12号について、補足説明させていただきます。

まず、議第2号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明させていただきます。

予算書129ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,000万円と定めるものです。

一時借入金については、地方自治法第230条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めております。

それでは、130ページ、第1表 歳入からご説明いたします。

1款国民健康保険税 8,171万9,000円、前年度より517万

1,000円の減額となっており、コロナ禍による所得の低下が主な原因となっております。

2款使用料及び手数料 5万円、前年度と同額です。

3款国庫支出金 1,000円、前年度と同額です。

4款県支出金 3億6,623万1,000円は、前年度比1,401万

7,000円の増額となっており、主に一般被保険者の療養給付費の増額によるものです。

5款財産収入 1万5,000円、積立金利子収入によるものです。

6款繰入金 3,198万5,000円、前年度比159万9,000円の増額、主に保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

7款繰越金 998万6,000円、前年度比553万9,000円の増額です。

8款諸収入 1万3,000円です。

以上、歳入合計4億9,000万円でございます。

次に、132ページの歳出をお願いします。

1款総務費 708万1,000円、前年度比24万1,000円の減額です。

2款保険給付費 3億5,540万2,000円、前年度比1,515万円の増額は、主に一般被保険者療養給付費の増額によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金 1億1,032万2,000円、前年度比1,250万6,000円の増額です。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれが増額となっております。

	<p>5 款保健事業費 696万2,000円、前年度比14万8,000円の減額です。</p> <p>6 款基金積立金 1万7,000円、8 款諸支出金 21万円、9 款予備費 1,000万6,000円、前年度比1,128万2,000円の減額です。</p> <p>以上、歳出合計4億9,000万円でございます。</p> <p>続きまして、議第3号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計予算について、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書151ページをお願いします。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,000万円と定めるものです。</p> <p>一時借入金については、地方自治法第230条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めております。</p> <p>それでは、152ページ、第1表 歳入の説明をいたします。</p> <p>1 款介護保険料 1億1,758万8,000円、前年度より410万8,000円の減額となっており、コロナ禍による所得の低下が主な要因となっています。</p> <p>2 款使用料及び手数料 3万円、前年度比2万円の増額です。</p> <p>3 款国庫支出金 1億5,824万9,000円、前年度比220万6,000円の減額です。</p> <p>介護サービス給付費の減額によるものです。</p> <p>4 款支払基金交付金 1億5,635万6,000円、前年度比241万6,000円の減額となっており、介護給付費、地域支援事業費の減額によるものです。</p> <p>5 款県支出金 8,976万7,000円、前年度比147万9,000円の減額は、主に施設介護給付費の減額によるものです。</p> <p>6 款財産収入 1,000円、7 款繰入金 9,790万9,000円、前年度比183万8,000円の減額です。</p> <p>施設介護給付費繰入金の減額が主な要因です。</p> <p>8 款繰越金 962万8,000円、前年度比110万2,000円の増額です。</p> <p>9 款諸収入 47万2,000円、前年度比7万5,000円の減額です。</p> <p>以上、歳入合計6億3,000万円でございます。</p> <p>次に、154ページの歳出をお願いします。</p> <p>1 款総務費 842万5,000円、前年度比38万7,000円の増額で</p>
--	---



	<p>す。</p> <p>2 款保険給付費 5 億6,672万2,000円、前年度比803万2,000円の減額です。</p> <p>主に施設介護サービス給付費の減額によるものです。</p> <p>3 款財政安定化基金拠出金 1,000円、4 款基金積立金 500万1,000円、前年度比300万円の減額です。</p> <p>5 款地域支援事業費 4,128万1,000円、前年度比184万8,000円の減額です。</p> <p>職員の人件費が主な要因です。</p> <p>6 款諸支出金 6 万3,000円、前年度と同額です。</p> <p>7 款予備費 850万7,000円です。</p> <p>前年度比149万3,000円の増額です。</p> <p>以上、歳出合計 6 億3,000万円でございます。</p> <p>続きまして、議第 4 号 令和 4 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算について、補足説明させていただきます。</p> <p>予算書185ページをお願いします。</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,000万円と定めるものです。</p> <p>186ページ、第 1 表 歳入の説明をいたします。</p> <p>1 款後期高齢者医療保険料 4,877万9,000円、前年度比323万2,000円の増額です。</p> <p>2 款使用料及び手数料 8,000円、前年度と同額です。</p> <p>3 款後期高齢者医療広域連合支出金 174万1,000円、前年度比14万1,000円の増額です。</p> <p>検診費用の増額によるものです。</p> <p>4 款繰入金 2,590万5,000円は、前年度比67万1,000円の増額です。</p> <p>5 款繰越金 356万円。</p> <p>前年度比95万6,000円の増額です。</p> <p>6 款諸収入 7,000円です。</p> <p>以上、歳入合計8,000万円でございます。</p> <p>続いて、歳出をお願いします。</p> <p>1 款総務費 216万円、前年度比32万6,000円の増額です。</p> <p>主に窓口負担割合の見直しに伴う通信費の増額によるものです。</p> <p>2 款後期高齢者医療広域連合納付金 7,208万8,000円、前年</p>
--	---

	<p>度比367万5,000円の増額です。</p> <p>主に保険料の増額によるものです。</p> <p>3款保健事業費 218万8,000円、前年度比4万3,000円の増額です。</p> <p>4款諸支出金 2,000円、前年度と同額です。</p> <p>5款予備費 356万2,000円です。</p> <p>前年度比95万6,000円の増額です。</p> <p>以上、歳出合計8,000万円でございます。</p> <p>次に、議第11号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。</p> <p>41ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,519万8,000円とするものです。</p> <p>42ページをごらんください。</p> <p>主な歳入についてご説明します。</p> <p>1款国民健康保険税 1,099万7,000円の減額は、一般被保険者の現年課税分の減額によるものです。</p> <p>4款県支出金 1,043万2,000円の増額は、主に保険給付費等交付金の増額によるものです。</p> <p>6款繰入金の37万1,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の増額と財政安定化支援事業繰入金の減額によるものです。</p> <p>8款諸収入の8万2,000円は、一般被保険者延滞金の増額によるものです。</p> <p>次に、歳出です。</p> <p>2款保険給付費の1,010万円の増額は、主に一般被保険者の療養給付費負担金及び高額療養費の増額によるものです。</p> <p>9款予備費 1,021万2,000円の減額は、調整によるものです。</p> <p>続きまして、議第12号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。</p> <p>49ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,651万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,292万円とするものです。</p> <p>50ページをごらんください。</p> <p>主な歳入について説明いたします。</p>
--	---

	<p>1 款介護保険料 583万4,000円の減額は、第1号被保険者介護保険料の減額に伴うものです。</p> <p>3 款国庫支出金 342万4,000円の減額については、主に施設介護給付費の減額に伴うものです。</p> <p>4 款支払基金交付金 392万8,000円の減額については、主に地域密着型介護サービス給付費と施設介護給付費の減額に伴うものです。</p> <p>5 款県支出金 246万9,000円の減額につきましても、主に地域密着型介護サービス給付費と施設介護給付費の減額に伴うものです。</p> <p>次に、51ページ、主な歳出についてご説明いたします。</p> <p>2 款保険給付費 1,454万7,000円の減額は、主に地域密着型介護サービス給付費と施設介護給付費の減額及び高額介護サービス等諸費の増額によるものでございます。</p> <p>7 款予備費 196万9,000円の減額は、調整によるものです。</p> <p>以上、補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>お諮りいたします。</p> <p>暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議がないと認めます。</p> <p>よって、暫時休憩することに決定しました。</p> <p>再開時間は11時25分とします。</p>
	<p>(午前11時16分 休憩)</p> <p>(午前11時24分 再開)</p>
議長（中島寛直君）	<p>ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議第5号及び議第6号、議第13号及び議第14号並びに議第23号の補足説明を求めます。</p> <p>水道課長 加藤裕規君。</p>
水道課長（加藤裕規君）	<p>(補足説明のため登壇)</p> <p>議第5号、議第6号、議第13号、議第14号、議第23号につき</p>

	<p>まして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>議第5号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計予算について、予算書197ページをごらんください。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,000万円と定めるものでございます。</p> <p>198ページ、歳入につきましては、1款使用料及び手数料 7,699万9,000円、2款分担金及び負担金 13万2,000円、4款県支出金 2,625万1,000円、5款繰入金 9,923万5,000円、6款繰入金 400万円、7款諸収入 1,368万3,000円、8款町債 4,970万円でございます。</p> <p>続きまして、199ページ、歳出をよろしく願います。</p> <p>1款総務管理費 4,502万9,000円、2款維持管理費 1億9,805万円、3款公債費 2,337万2,000円、4款予備費 354万9,000円でございます。</p> <p>前年度比5,700万円の減額となっております。</p> <p>続きまして、議第6号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計予算につきまして、221ページをごらんください。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,800万円と定めるものでございます。</p> <p>歳入につきまして、222ページをお願いいたします。</p> <p>1款使用料及び手数料 3,039万4,000円、2款分担金及び負担金 7万7,000円、4款財産収入 5,000円、5款繰入金 1億1,951万8,000円、6款繰越金 300万円、7款諸収入 6,000円、8款町債で500万円でございます。</p> <p>歳出につきまして、223ページをお願いいたします。</p> <p>1款総務管理費 2,487万6,000円、2款維持管理費 7,936万6,000円、公債費 5,080万7,000円、4款予備費が295万1,000円でございます。</p> <p>前年度比3,000万円の増額となっております。</p> <p>続きまして、議第13号 令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、予算書59ページをお願いいたします。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,672万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億198万3,000円とするものでございます。</p> <p>3億1,000ですね、すみません、失礼しました。</p>
--	---

	<p>60ページをごらんください。</p> <p>歳入及び歳出につきましては、事業完了に伴う補助金等の減額となっております。</p> <p>歳出につきましても、同じく事業完了に伴う維持管理費の減額となっております。</p> <p>続きまして、議第14号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をごらんください。</p> <p>予算書67ページをお願いいたします。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ26万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億531万円とするものでございます。</p> <p>1億5,000です。</p> <p>すみません、失礼しました。</p> <p>68ページのほうをごらんください。</p> <p>歳入につきましては、事業完了に伴う繰入金の減額となります。</p> <p>歳出につきましても、事業完了に伴う維持管理費の減額となっております。</p> <p>続きまして、議第23号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町管理浄化槽廃止2件、浄化槽3件の町管理移管によるものでございます。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いをいたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第7号及び議第15号の補足説明を求めます。</p> <p>支所長 福井靖信君。</p>
<p>支所長（福井靖信君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第7号及び15号の補足説明をいたします。</p> <p>議第7号 令和4年度七宗町神湊財産区特別会計予算の補足説明をいたします。</p> <p>令和4年度予算書247ページをごらんください。</p> <p>第1条 収入支出予算の総額を収入支出それぞれ180万とするものです。</p> <p>248ページをごらんください。</p>

	<p>収入につきましては、主なものは3款繰入金及び5款の雑収入、全て合わせて180万円、歳出につきましても、1款総務費、総務管理費、主なもの、人件費補助金、2款農林事業費、主なもの、消耗品、保険料、3款予備費、合わせて180万円でございます。</p> <p>前年度比10%の減になります。</p> <p>続きまして、議第15号 令和3年度七宗町神淵財産区特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。</p> <p>令和3年度一般会計・特別会計補正予算書の73ページをごらんください。</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額を収入支出それぞれ37万5,000円減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ208万7,000円とするものです。</p> <p>74ページをごらんください。</p> <p>収入につきましては、雑入を12万5,000円増額し、基金繰入金50万円減額することにより、合わせて37万5,000円減額し、歳出予算の予備費を同額の37万5,000円減額補正するものであります。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第8号及び議第9号の補足説明を求めます。</p> <p>農林課長 福井仁君。</p>
<p>農林課長（福井仁君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、議第8号、議第9号の補足説明をさせていただきます。</p> <p>議第8号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計予算について、補足説明させていただきます。</p> <p>お手元にあります議案書の255ページから261ページになります。</p> <p>255ページをごらんください。</p> <p>歳入歳出総額につきましてはそれぞれ8万円といたします。</p> <p>前年度から24万円の減でございます。</p> <p>前年度比75%の減ということでございます。</p> <p>これにつきましては、財産区管理会委員の活動を、最低限の活動ということを考えて、今年度、大幅に減はしてございま</p>

	<p>すが、最低限の予算ということで組ませていただきました。256ページをごらんください。</p> <p>歳入につきましては、1 款県支出金 1,000円、2 款財産収入 1 万2,000円、3 款繰入金 5 万円、4 款繰越金 1 万5,000円、5 款諸収入 2,000円であります。</p> <p>歳出については、1 款総務費、総務管理費、これは委員報酬等でございますが、6 万7,000円、2 款農林業費、林業費 2,000円、3 款予備費、調整でございますが1 万1,000円としてございます。</p> <p>続きまして、議第9号 令和4年度七宗町中麻生財産区特別会計予算について、補足説明させていただきます。議案書の263ページから269ページになります。263ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>歳入歳出総額はそれぞれ9 万円としてございまして、前年度が3 万5,000円の増ということで、前年度比63.6%の増であります。</p> <p>これにつきましては、財産区内の立木売却収入が発生するために増としたものでございます。</p> <p>264ページをごらんください。</p> <p>歳入については、1 款県支出金 1,000円、2 款財産売却収入 3 万8,000円。</p> <p>3 款繰越金 4 万9,000円、4 款諸収入 2,000円であります。</p> <p>歳出につきましては、1 款総務費、総務管理費 5,000円、2 款農林業費 3,000円、3 款予備費 8 万2,000円であります。</p> <p>以上で補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第21号及び議第22号の補足説明を求めます。</p> <p>教育課長 佐伯義則君。</p>
<p>教育課長（佐伯義則君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第21号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。</p> <p>これは、令和4年度から七宗町コミュニティ・スクールが始まることに伴い、七宗町学校運営協議会委員及び七宗町地域</p>

	<p>学校協働活動推進員に対する報酬を定めるための条例改正です。</p> <p>続きまして、議第22号 七宗町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。</p> <p>これは、神湊コミュニティーセンターの管理を教育課から神湊支所に変えることによる、管理及び運営についての事務担当課の変更、また、支所長がセンター長を兼務するため、職員がセンター長になることができるよう変更することなどの条例改正です。</p> <p>以上、補足説明とさせていただきます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議第24号及び議第25号の補足説明を求めます。</p> <p>土木建設課長 山田直光君。</p>
<p>土木建設課長 （山田直光君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、初めに、議第24号 七宗町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。</p> <p>このたびの改正につきましては、道路構造令の改正に伴う条例改正となります。</p> <p>主な改正内容としましては、道路構造令に新たに自転車通行帯、歩行者利便増進道路の規定が定められたことによるものでございます。</p> <p>自転車通行帯とは、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分のことを、また、歩行者利便増進道路とは、にぎわいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心、快適に通行、滞留できる空間を整備した道路のことをいいます。</p> <p>続きまして、議第25号 町道の路線の認定について、補足説明させていただきます。</p> <p>今回認定する路線は、主要地方道可児金山線の上麻生バイパス第1工区内において、バイパスと集落等を連絡する町道として、追洞地内で下モ切平線と飯高地内で寺前下線の計2路線でございます。</p> <p>以上、議第24号及び議第25号の補足説明とさせていただきます。</p>



	<p>す。  よろしくお願ひいたします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>以上で提案説明及び補足説明を終わります。  これより議案に対する質疑を行います。  質疑は質問席で行ってください。  最初に何点質疑があるか述べ、1議題ずつ質疑をお願いします。  なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、再質疑までといたします。  質疑はありませんか。  &lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>質疑なしと認めます。  お諮りいたします。  ただいま議題となっています承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託したいと思います。  これにご異議ありませんか。  &lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。  したがって、ただいま議題となっています承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。  なお、審査結果は委員会が終了次第、速やかに本職に報告願ひいます。  お諮りいたします。  委員会開催のため、本日はこれをもって散会したいと思います。  これにご異議ありませんか。  &lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p>



令和4年第1回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和4年3月15日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	3月15日 午後1時30分
出 席 議 員	2番 上野和義君、3番 大鋸利光君、4番 玉木幸治君、 5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、7番 福井徳一君、 8番 林茂樹君
欠 席 議 員	1番 市川裕隆君
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 渡辺豊明君、総務課長 山田俊也君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 田中るり子君、支所長 福井靖信君、 農林課長 福井仁君、土木建設課長 山田直光君、 水道課長 加藤裕規君、会計室長 亀山桂児君、 教育課長 佐伯義則君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 林佳成君 記録 後藤美智代君
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第1. 承認第1号及び承認第2号 議第1号から議第25号まで 日程第2. 町政一般に対する質問

	日程第3. 各常任委員長報告
議 事 の 経 過	
開 議	午後1時30分
議長（中島寛直君）	<p>ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本会議はマスク着用をお願いしていますが、発言時はマスクを外してお話してください。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君にあつては、体調不良のため、会議規則第103条の規定により、つえの携帯を許可しましたので報告いたします。</p> <p>議席番号1番 市川裕隆君にあつては、体調不良のため、欠席です。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（林佳成君）	<p>諸般の報告、議事日程。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（中島寛直君）	日程第1を後ほど一括議題といたします。
議長（中島寛直君）	<p>日程第2、町政一般に対する質問を行います。</p> <p>発言の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、再質問までとします。</p> <p>また、質問は質問席でお願いします。</p> <p>議席番号2番 上野和義君。</p>
2番（上野和義君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>葉津川の改修ということですが、明治43年の9月の水害から百何年。</p> <p>その後、改修はしてはございませんが、非常に、葉津川、今、</p>

	<p>危険だと思っております。</p> <p>葉津川の改修・おもてなし明るいまちづくり。</p> <p>葉津川の早期改修について、まず、災害が来る前に、災害の予防が大切ということで、お願いします。</p> <p>神淵コミュニティーセンター、災害時には避難場所として指定されていますが、そんな危険な場所、危険を控えた葉津川のところに、避難場所がいいでしょうか。</p> <p>今の状態では、危険極まりない場所と言えます。</p> <p>早急に改修し、町民が安心な場所の強化を図る必要があります。</p> <p>県道より上流に向けて120メートルほど、棚上げ改修を行うことを切に求めます。</p> <p>安全、安心で快適に暮らせるまちづくりの環境を整えることが大切であると思います。</p> <p>おもてなしまちづくりでございますが、今は、サイクリングとか、あるいは歩く人が非常に、神淵、あるいは、この道、間見峠からあるいは来ます。</p> <p>そのためにも、自転車で多くの方が訪れ、ちょっと休憩する場所とトイレの設置も必要である。</p> <p>江戸時代には、30間に1か所のトイレが設置されたようでございますが、今は自転車でございますので、それは必要ないと思います。</p> <p>おもてなしは、安全、安心で暮らせる七宗、街路灯を設置したり、あるいは、ちょっとした休憩をできるところに、七宗に寄っていただく、あるいは七宗へ来て、いいなという町に私はしたいと思います。</p> <p>以上でございますが、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>葉津川については、一級河川のため、河川の管理者である岐阜県により、防災の観点から、水位の状態を監視するため、水位計を平成30年度に神淵コミュニティーセンター上流に設置していただいております。</p>

	<p>また、これまでも、河川の堆積した土砂について状況を観察し、必要と判断した際には、岐阜県にしゅんせつを要望し、工事を実施していただいております。今後も河川の状況を見ながら要望してまいります。</p> <p>以上の対策により、現状では河川改修までは不要と判断しておりますが、今後も大雨による出水時の水位上昇の傾向について留意し、必要とあれば岐阜県へ協議、要望を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、公衆トイレを含む休憩場の設置につきましては、今後、必要性や各事業の整備状況等を勘案し、検討してまいります。街路灯については、地区からの要望で設置してまいりますので、ご理解をいただき、予算の範囲内で順次設置していきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、議席番号6番 加納忠良君。 加納君。 一つ目の質問をよろしく申し上げます。</p>
<p>6番（加納忠良君）</p>	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長よりお許しをいただきましたので、町政一般質問の一つ目をさせていただきます。</p> <p>七宗町創業支援事業補助金制度の見直しについて、質問をさせていただきます。</p> <p>令和3年9月定例会では、令和2年度の七宗町一般会計決算の承認の際、総務建設委員会では、七宗町創業支援事業補助金については、制度の見直しを検討することとして附帯的な意見がつけました。</p> <p>この補助金制度の趣旨は、「七宗町の産業の振興及び活性化を図ることとともに、移住及び定住に寄与することを目的として云々」とあります。</p> <p>私は、このことには全く賛同するものであります。</p> <p>しかし、私が幾度となく指摘しています、規則の補助対象者、第3条第2項4号の継承の考え方です。</p> <p>企画課長の考えは幾度となく確認していますが、もう一度述べていただきたい。</p> <p>私が辞書等で調べましたが、過去に補助金を受けている事例</p>

	<p>の中に、補助対象者から除かれる、つまり補助金を受け取ることができない事例があります。</p> <p>また、補助対象とする備品等の定義がはっきりしません。</p> <p>総務建設常任委員会の附帯事項にありましたが、七宗町創業支援事業補助金制度の見直しについてどうされるのか、お伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁、お願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
企画課長（石黒義仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、七宗町創業支援事業補助金制度の見直しについて答弁させていただきます。</p> <p>創業支援事業補助金の継承につきまして、全員協議会等で説明をさせていただいているところですが、継承の考え方につきましては、廃業届等が出されておらず、引き続き先代からの具体的なものを、引き続き受け継ぐことを継承と考えております。</p> <p>また、備品等につきましては、使用可能期間が1年以上のものを備品と位置づけて運用しておりますが、今後の改正において、10万円以上のものを対象に限定するなどの見直しを図ってまいりたいと考えております。</p> <p>予定では、今年度中に改正し、令和4年度4月からの施行を予定しております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納忠良君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>1につきまして、再質問をさせていただきます。</p> <p>継承について答えていただきましたが、令和2年9月24日付の中日新聞の記事によるもので、代替わりに合わせて云々とあります。</p> <p>当時のタウンページにも載っており、七宗町商工会に問い合わせたところ、同日付で商工会員の廃止、登録がなされています。</p>

	<p>町民の方からも、継承なのにおかしいというご意見を聞いています。</p> <p>七宗町創業支援事業補助金制度については推進していただきたい。</p> <p>しかし、行政が制度を正しく理解していないと問題になります。</p> <p>備品について見直していただきたい。</p> <p>対象となった備品の実際の使用状況が、補助金目的では、50%を下回るようであれば、これも問題であると考えます。</p> <p>補助対象事業として認めた事業の中に疑問と考える事業が複数あります。</p> <p>行政の適正な対応を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
企画課長（石黒義仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、再質問について答弁させていただきます。</p> <p>備品を補助対象として認めるかについては、使用頻度ではなく、事業に必要なかどうかで判断しております。</p> <p>今後は、疑問に持たれないような改正をし、適正に運用していけるよう努めてまいります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>加納忠良君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>1の質問について、所見を述べさせていただきます。</p> <p>備品について、事業に必要なかどうかで判断することですが、使用頻度が問題です。</p> <p>1年間の使用状況を確認することが重要です。</p> <p>継承については、行政の判断は限りなく間違いであると考えます。</p> <p>それでは、二つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>町監査委員の補助金団体役職について、質問させていただきます。</p>



	<p>町監査委員については、地方自治法第199条第6項による、「普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助を与えているものの云々を監査できる。当該普通地方公共団体が出資しているもので云々、同様とする」とあります。過去に町議会が、第三セクター七宗町ふるさと開発の監査請求を議決した際に、当時の代表監査委員は当該第三セクターの役員に就任しており、もう一人の監査委員は当時、当該第三セクターの監事であったため、監査ができない状態がいつときありました。</p> <p>この問題を、私は再三、全員協議会等で発言してきました。現在の代表監査委員の中の、すみません、現在の代表監査委員の中島さんは、監査委員に選任される前に福寿会の役職を辞任したと聞いています。</p> <p>県の監査委員事務局に問合せしましたが、現在の監査委員は補助金団体等の役職に就いていないとのことでした。</p> <p>渡辺参事にお聞きします。</p> <p>町監査委員の補助金団体役職についてはどのような考えか、お伺いをします。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>参事 渡辺豊明君。</p>
<p>参事（渡辺豊明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、答弁をさせていただきます。</p> <p>地方自治法第198条の2では、「地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。」と規定されており、地方公共団体からの補助金交付を受けている団体の役職に就いている方が監査委員になることを禁じていません。</p> <p>ただ、同法第199条の2で、「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」と規定されており、当該団体の監査は除斥されることとなりますので、その場合はもう一人の監査委員で監査をすることになると認識をしております。</p>

	以上、答弁とさせていただきます。
議長（中島寛直君）	加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>2について再質問をします。</p> <p>令和2年9月定例会で、七宗町議会は、第三セクター七宗町ふるさと開発の監査を決議しました。</p> <p>そのときに問題となった当時の代表監査委員、監査委員が、第三セクター七宗町ふるさと開発の役員であったため監査ができない状態が発生しました。</p> <p>監査委員1人が9月定例会最終日に、第三セクター七宗町ふるさと開発の役員を辞職したことにより1人で監査を行いました。</p> <p>こうしたことについて、渡辺参事は、当時、監査委員事務局であり、承知していることと思います。</p> <p>ここで問題なのは、七宗町議会が補助金団体の監査を議決したときに、監査を1で行うことです。</p> <p>3人以上の監査委員体制であれば、1人ができない場合に複数の監査委員によることができます。</p> <p>1人の監査委員で監査したことが問題です。</p> <p>地方自治法では、七宗町では、監査委員は2人です。</p> <p>町の監査委員は、監査委員に任命同意されたときに補助金団体の役職は辞職すべきと考えます。</p> <p>参事の見解をお伺いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>参事 渡辺豊明君。</p>
参事（渡辺豊明君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、再質問に答弁させていただきます。</p> <p>昭和48年4月13日付で、当時の自治省の行政課長から埼玉県総務部長宛てに通知された自治行第50号での回答文書によりますと、「監査委員の定数2人の町村において、そのうち1人が除斥された場合における監査は、除斥されない監査委員1で行う。」との見解が示されておりますので、法令上問</p>

	<p>題はないと認識しております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>所見を述べさせていただきます。</p> <p>法令上問題ないと認識することは、状況による判断です。</p> <p>監査委員1人で行うことが監査委員制度としてどうなのか。</p> <p>監査委員は、七宗町の場合は2人です。</p> <p>七宗町が監査委員を任命した場合、その監査委員が補助金団体の役員であったり、出資団体の役員であった場合などに、七宗町の監査委員を優先させ、支障となる団体の役員は辞めてもらふことを指導するべきであります。</p> <p>3点目の質問をさせていただきます。</p> <p>令和3年度予算の中、工事請負について、質問をさせていただきます。</p> <p>七宗町の各課の工事請負契約の中で、資材が工期までに入荷しない理由で変更契約し、予定どおりに工事が完成しない案件はありますか。</p> <p>また、そうした事例があれば、資材が工期までに入荷しない理由を町としてどのように確認され、変更契約を決定しているのかお伺いをします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>総務課長 山田俊也君。</p>
総務課長（山田俊也君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>令和3年度予算における工事の事業執行につきましては、指名競争入札あるいは随意契約後、それぞれの担当課において完成までの監理をお願いしており、質問にある資材の供給困難事由による変更契約、あるいは、完成期限までの竣工が困難になった工事請負契約につきましては、聞き取りにより、農林課担当の林道修繕工事が該当すると思われまます。</p> <p>また、資材供給が困難なことを理由に変更契約をする場合は、</p>

	<p>通常は、資材供給事業者複数社の証明書を添付させ、請負契約者との書面による協議を経て、変更内容を決定し、事務決裁規程に基づき、決裁後、決定することになっています。</p> <p>以上、答弁とします。</p>
議長（中島寛直君）	加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>3番目の質問につきまして、再質問をさせていただきます。</p> <p>答弁を、福井農林課長にお願いします。</p> <p>該当する林道修繕工事は、入札の段階で資材の供給を受けることができました。</p> <p>請負契約を締結した後に資材の調達ができないと農林課は判断し、資材に関わる経費を減額する契約としました。</p> <p>今回の件は、事務決裁規程に基づく事務手続、特に資材等の調達について、確認をしないで変更契約を進めたことが問題です。</p> <p>本来の行政事務ができていないと考えます。</p> <p>農林課長のこうしたことの見解をお聞きしたい。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>農林課長 福井仁君。</p>
農林課長（福井仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、再質問に対しましての答弁をさせていただきます。</p> <p>この工事に関しましては、請負業者より、資材の納入が工期までにできないということで、当初の施工は困難になったため、別工法にて変更できないかとの協議書が提出され、双方で協議を行いました。</p> <p>本町としては、先ほど総務課長が答えたように、資材の納入については工事期限までに納入できないことの文書を資材供給事業者から提出いただき、工事内容の変更を指示書により指示いたしました。</p> <p>その後、決裁規程に基づいて変更契約の決裁を受けております。</p> <p>議員にご指摘いただいたことにつきましては、今後もしっかり</p>

	<p>りと確認を行い、適正な事務手続により事業を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>3の質問について、所見を述べさせていただきます。</p> <p>請負業者の資材の納入が工期までにできないことをメーカー等に確認されたのでしょうか。</p> <p>こうした行政の怠慢的な進め方は町民に利益をもたらさない。</p> <p>原点に戻り、反省をしていただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号7番 福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長から発言の許しをいただきましたので、通告に沿いまして質問をいたします。</p> <p>質問は2点ございます。</p> <p>最初は、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。</p> <p>この質問については、通告締切りが1か月前、2月15日が通告締切りでございましたので、その時点での質問を作成しておることをまず述べておきます。</p> <p>それでは、質問いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策について。</p> <p>現在、岐阜県では感染者数が1月中旬頃から急激に増え、高い数値を推移し、まん延防止等重点措置が3月6日まで延長となっております。</p> <p>本町においては、1月28日に七宗町非常事態宣言が発出され、また、3月6日までの延長がなされておりました。</p> <p>近年、近隣市町村では、施設でのクラスターの発生や、また、休校、学級閉鎖等も行われております。</p>

	<p>本町の感染者数は近隣市町村と比べれば少ない現状ではありますが、感染力の強いこの変異株に対しては油断はできません。</p> <p>この28日に発出されました七宗町非常事態宣言は、これは各種団体の活動や、あるいはまた、自治体活動、住民の生活等々にどのような制約を求めた非常事態宣言であったかを伺うものでございます。</p> <p>また、非常事態宣言とまん延防止等重点措置との違いも、地域住民に対し、どのような注意喚起をしておられましたか、伺うものであります。</p> <p>県は、2月中に3回目のワクチン接種を終えるよう求めていましたが、今回の接種は、集団接種の会場が設けられず、町内の医療機関2か所のみでの接種となっておりますが、感染者数が高い水準で推移している現状、一日も早い希望者への接種が求められますが、今後の見通しを併せて伺うものでございます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 加納福明君。</p>
<p>町長（加納福明君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>質問に対しまして、答弁をさせていただきます。</p> <p>岐阜県では、年明けから新規陽性者の感染者が、県の基準レベル4相当に達し、まん延防止等重点措置区域の指定を受けました。</p> <p>岐阜市をはじめとする都市部においても感染拡大の傾向にあり、隣接する郡部、市町村もそれぞれ非常事態宣言し、警戒をしてみえます。</p> <p>本町においては、町民の皆さんの感染予防に対する意識の高さのおかげで他市町村に比べ感染者の確認は少ないですが、職場、学校などの感染拡大地域の往来や経済活動もあり、感染の拡大を防止するためにも、基本的な予防対策について再認識していただくことを目的に非常事態宣言をしました。</p> <p>非常事態により、自治会活動や各種団体の活動、住民の生活等については、まん延防止等重点措置の制約と変わらず、特別な制約は考えておりません。</p>

	<p>周知につきましては、防災無線で2回、ホームページへの記載、LINE、メールでのお知らせ等を実施しております。</p> <p>また、感染者についての対応は、基本的には保健所に対応していただいております。</p> <p>しかし、感染拡大に伴う自宅療養者が発生した場合の、相談窓口につきましては、住民課で対応しております。</p> <p>濃厚接触者等に対する対応については、自宅待機が基本で、対応はしておりませんが、独居等、自宅待機で生活に支障が発生するような場合は相談をしてください。</p> <p>3回目のワクチン接種については、2月に医療従事者や高齢者施設入居者等の先行接種と、65歳以上の高齢者の方の接種を実施しました。</p> <p>3月1日からは18歳以上の方の接種を開始しています。</p> <p>また、5歳から11歳の子どもの1回目と2回目の接種については、医療機関での接種を実施しております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>新型コロナに対して、いま一度質問させていただきます。</p> <p>町独自の非常事態宣言が発出されたわけですが、まん延防止等措置と、全く何ら制約がないということ、どれだけの、何の効果を求められたのかなと疑問も思うところでございますが、基本的な予防感染対策の再確認ということでございましたが、こうしたことは各自治会の協力の下で今行っておる配布等、そうしたものが住民の手には確実に届き、周知できたのではないかと思うわけでございます。</p> <p>ホームページやLINEを使つての周知ということでございますが、これは現在、ホームページやLINEは、住民がどれぐらいの方が利用していると思われていますか。</p> <p>確実な手段で周知徹底するには、やはり今行っておる、各自治会の協力の下で行っている配布、あるいは、緊急的には防災無線、これを周知したほうがいいのではないかと思うわけです。</p> <p>ホームページ、LINEの閲覧を何%ぐらいの方が今利用し</p>

	ているか、また、把握しておられるか聞くものでございます。
議長（中島寛直君）	答弁をお願いします。 町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	（答弁のため登壇） 再質問の答弁をさせていただきます。 周知の方法については、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株の性質上、感染力が強いいため、短期間に広域に周知することが必要と考えます。 福井議員の質問にあるように、各区長さんに月に2回お願いしている区長配布による回覧周知は確実ではありますが、周知に1週間程度の期間を要し、短期間に危機感を共有することができないと考えましたので、ご理解をお願いいたします。 また、防災行政無線による周知は、火災や災害時の避難指示、また、国の緊急放送、Jアラートなど、生命を守る趣旨の周知方法で使用しており、町民への短時間、広域への最適な周知方法と承知しております。 仕事や通学など、町内に見えない方への予備的な周知も含めてLINEやメールでも周知しましたが、3月現在では1,133件の登録がありました。 定期的な登録をお願い、周知を行うなど、短時間に確実な周知ができるように進めております。 以上、答弁とさせていただきます。
議長（中島寛直君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	（質問のため登壇） ありがとうございました。 今、答弁にございましたように、LINEやメールはまだまだこれからということで、予備的なことで使っていて、それぞれ使い分けて、確実に住民に周知していただきたいと思いますというわけでございます。 それでは、二つ目の質問を行います。 子育て世代の施設と、また、その環境についてでございます。 この課題については、以前に幾度と質問も重ねてまいりまし



	<p>た。</p> <p>神奈川地区には未就園児親子が利用する部屋はなく、第2保育園に間借り状態であり、学童保育では、上麻生地区では木の国七宗コミュニティーセンターでの日ごとの間借り状態、旧診療所等、当時の建物を利用してのちびっ子ハウスでは、未就園児の親子遊びの場と社協の親子教室が共有している。</p> <p>現状は何ら変わっておりません。</p> <p>子育て支援の取組としては、金銭面では、医療費の助成や育児給付金の拡充、入学祝金制度等の創設等、幾つかの制度は近年加えられていますが、施設の質問に対しては、公共施設の長寿命化計画に合わせて検討していくという答弁が続いております。</p> <p>日一日と成長する子どもたち、大切な子どもたちの現状が優先されていない回答が何回と繰り返されてきました。</p> <p>子育て世代の親さんから、子育てをするのに不便を感じていますという出だしで、子どもたちが伸び伸びと走り回れる公園の整備や、児童館の設立、親子教室の整備等々の声は、以前、乳幼児学級でのまとめとして、また、行政にこのことは届いていると思います。</p> <p>最近では、病児保育の施設もという、そんな声も聞こえてきます。</p> <p>昨年、町長が示された七つの町づくり施策に、この課題には触れられておりません。</p> <p>次年度の主要事業計画にもこの課題は取り上げられておりません。</p> <p>できることから、皆さんの意見を聞いてから考えると答弁されていることを聞きますが、できることからではなく、一日も早く改革に着手する課題の一つではないかと思えます。</p> <p>令和2年には、加納町長も議員の立場で登壇し、子育て支援について質問もされております。</p> <p>この現状をどのように捉え、この課題に対する今後の取組を伺うものでございます。</p> <p>お願いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>教育課長 佐伯義則君。</p>

<p>教育課長（佐伯義則君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>福井議員の質問にあります、令和2年3月議会で町長が議員の立場で子育て支援について質問した内容は、個人に対する金銭的支援についての内容でした。</p> <p>今回の福井議員の質問は各施設に対するものですので、そのことについて回答させていただきます。</p> <p>現在、子育てに関する施設については、第1保育園、第2保育園、子育て支援センター、ちびっ子ハウス、木の国七宗コミュニティセンター、神淵コミュニティセンターがあります。</p> <p>子育て支援センターについては、第1保育園併設となっており、利用者には快適に利用されていると思います。</p> <p>ちびっ子ハウスについては、親子教室や子育て世代の親子の集う場として利用しておりますが、旧医師住宅を利用しているため、施設の利用目的に適していない状況であることや、建築から年数がたち老朽化しているため、充実しているとは言えない状況です。</p> <p>児童クラブは両コミュニティセンターで実施していますが、専用の施設でないため、他の施設利用者と利用する部屋が重ならないようにするため、部屋の移動をするなど、やや不便な状況となっております。</p> <p>各施設などの検討については、令和2年度に子育て世代へのアンケートでニーズを聞き取るなどして、子育て支援施設等整備基本構想を策定し、七宗町に整備するとよい子育て支援施設を把握したところです。</p> <p>現時点では、その構想は次の段階へ進んでいない状況であります。今後に向けて、各施設を複合施設にするのか、それぞれ単独施設とするのかなど、各施設の詳細の検討や設置場所の検討などにも取り組んでいき、大切な子どもたちや子育てをする保護者などが七宗町で子育てすること、七宗町で育つこと、子育てすることに喜びを感じてもらえるように、子育て環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>福井徳一君。</p>

7 番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>子育て世代について、いま一度質問させていただきます。</p> <p>今、大切な子どもたちや子育てする保護者などが七宗町で育つこと、子育てをすることに喜びを感じてもらえるように、子育て環境の整備の基本構想は、令和2年度子育て支援施設等整備基本構想が策定されていますと答弁をされております。</p> <p>3年度は何の進捗もありませんでしたが、この課題についてはいつ頃取り組む、こういった形で取り組んでいくのか、今後の考えを伺うものであります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>教育課長 佐伯義則君。</p>
教育課長（佐伯義則君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>子育て支援施設の必要性については十分に認識しております。</p> <p>現時点では、何をいつするなどの具体的なスケジュールはお示しできませんが、課題の一つである神淵の放課後児童クラブについて、学校の近くにある旧そろばん塾で運営できるように進めているところです。</p> <p>今後においても、順次整備に向け考えてまいりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。</p>
議長（中島寛直君）	<p>福井徳一君。</p>
7 番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>順次整備をしていくということですので、いち早く整備に取りかかっていただきますことをお願いして、質問を終わります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議席番号3番 大鋸利光君。</p>
3 番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p>

	<p>議長の発言許可をいただきましたので、通告させていただきます。</p> <p>質問は一つだけです。</p> <p>納古山登山者に向けた歩行道路の整備について、お伺いをいたします。</p> <p>納古山登山者に向けた歩行道路の整備について。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延が危惧される昨今ではありますが、折からの登山ブームにより、連日、納古山を訪れる登山愛好家の姿を目にするようになってきました。</p> <p>特に最近では納古山林道付近で樹木の伐採作業が行われていることから、道の駅に車を止め、国道41号線を横断し、主要地方道可児金山線を徒歩で納古山に向かう方が多くなり、芝地内の車幅の狭いところでは、行き過ぎる車とのすれ違いで危険な思いをされた方が多くあると聞いております。</p> <p>そこで、安心して納古山に登山していただこうと現地を確認したところ、丸信住宅産業さんのところから下道の喫茶ゆうゆうさん付近に通じる赤道があることを確認してまいりました。</p> <p>また、その赤道に隣接する丸信住宅産業さんに諸事情を説明し、登山者が通ることについてお話をしたところ、通行については理解をしていただきました。</p> <p>七宗町の観光スポットでもある納古山を訪れる方々が安全に、そして安心して登山ができるよう、その丸信住宅産業さんの横から喫茶ゆうゆうさん付近まで通じる赤道を登山者用に改修することはできないかをお伺いします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
<p>企画課長（石黒義仁君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>納古山は、比較的登りやすい山として、多くの方に知られていると認識しております。</p> <p>登山のため、町内外を問わず多くの方が道の駅の駐車場に車を止めて、納古山に向かわれています。</p>

	<p>その道中の登山口までの間には、一部歩道として歩けないところが、すみません、一部歩道として歩けるところがなく、車と歩行者がすれ違う際には、運転手と歩行者それぞれが注意しながら通行されていると思います。</p> <p>現在、赤道は基本的には地元での管理になっておりますので、整備については地元の方々の承諾が前提となります。</p> <p>現在、確認などを、失礼しました、現地確認などを行い、協議、調整しながら検討し、進めていければと考えております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	大鋸利光君。
3番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>一言だけ申し上げておきます。</p> <p>芝区長さんには既に事情説明をさせていただきましたところ、そういったことならば反対はないでしょうと、分かりました、自治会において承諾の協議をしますというお言葉をいただいております。</p> <p>安全な歩行道路として早期実現をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長（中島寛直君）	続きまして、議席番号8番 林茂樹君。
8番（林茂樹君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、林ですが、町政一般についての質問を通告に従い実施したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>私は、防災協定と事業継続計画について質問いたします。</p> <p>二つに分かれるようですが、防災ということで、共通の質問として一つで質問させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>町政の重要な課題の一つとして、災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、防災・減災体制の充実、強化があります。</p>

	<p>そして、災害を受けた場合の支援活動、復旧体制の強化も考えておく必要があります。</p> <p>災害の規模によって、当町の職員、消防団、自主防災組織等の活動や、各地に配備されている防災備蓄食品や資材等で充当できる場合もありますが、それでは間に合わない場合もあります。</p> <p>その場合、規模によって防災応援協定を結んでいる近隣市町村や岐阜県に対し支援を要請することになります。</p> <p>以前、当町でも参加している支援協力組織として、ささつな自治体協議会があり、その中で災害支援協定を結び、協力しておりました。</p> <p>災害復旧工事に派遣支援した実績もあります。</p> <p>そこで質問ですが、ささつな自治体協議会と当町との災害支援協定の現状についてお伺いたします。</p> <p>続きまして、事業継続計画について質問いたします。</p> <p>町における地域防災計画は災害対策基本法に基づいて策定されており、災害発生時などに実施すべき対策事項や役割分担を規定し、復旧、復興等も対象になっております。</p> <p>最近の災害では、規模が大きくなり、被災時の復旧指令室と言われる役場が被災し、その機能が果たせない事態が発生しており、従来の地域防災計画のみでは対応できない事態が多く起きています。</p> <p>そのような事態に対応するために、事業継続計画、BCP、ビジネス・コンティニュイティ・プランという考え方の導入が広がってきています。</p> <p>BCPでは、建物、役場組織、職員、電力、情報システムなどが地震で被災したことを想定し、例として、業務開始目標日時、職員の飲料水、食料、トイレなど確保等の計画も必要とされています。</p> <p>また、今回のコロナ禍等への対応についても、今年1月24日、経済産業省から、コロナ禍における事業継続に向けた取組の強化についての要請が出されています。</p> <p>特にコロナ禍における当町のBCPの策定状況をお伺いたします。</p> <p>以上であります。</p>
--	--

議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。 総務課長 山田俊也君。</p>
総務課長（山田俊也君）	<p>（答弁のため登壇） 答弁させていただきます。 本町の防災計画は、災害が発生しても、地域並びに住民の生命、財産を災害から保護するとともに、公共の福祉を確保することを目的として策定されており、計画の中では、各機関とはあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を実施すると明記しております。 その趣旨より、現在、25の災害関係協定を、岐阜県をはじめとする関係市町村、団体、企業などと締結し、その中にはさつな自治体協議会との防災研究・災害支援協定も含まれており、本年度当初に協議会より協定の継続確認があり、現在協定は継続しております。 続きまして、事業継続計画、BCPについて答弁します。 本町の事業継続計画につきましては、平成29年に岐阜県に多数確認されておる活断層による内陸型地震の可能性を受け、町民の命と健康を守り、町民生活と社会的機能を維持するため、災害に関する応急復旧、復興に関する業務に万全を期するとともに、町民生活に密着する行政サービスの提供などの継続性の高い通常業務を危機発生時においても実施していけるように、自然災害に関する業務継続計画が策定されております。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における業務計画策定につきましては、現在、期間が延長されておりますまん延防止等重点措置区域の指定が発表される前の1月17日の岐阜県新型コロナウイルス感染症会議において、行政の業務継続計画の見直し等の要請がありました。 策定済みの自然災害の業務継続計画では、応急的に対応する業務や優先順位等、内容が異なるため、業務の内容等を検討し、2月初旬に、別途、新型コロナウイルス感染症対応の業務継続計画を策定しております。 以上であります。</p>
議長（中島寛直君）	林茂樹君。

8 番（林茂樹君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>どうも答弁ありがとうございました。</p> <p>再質問はありません。</p> <p>特に、災害から町民の生命や財産を守る防災施策は大変重要です。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長（中島寛直君）	<p>続きまして、議席番号4番 玉木幸治君。</p>
4 番（玉木幸治君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>それでは、ただいま議長にお許しいただきましたので、第五次総合計画に伴う取組についてを質問させていただきます。</p> <p>七宗町第五次総合計画は、平成28年度より、本町の進むべき方向を明らかにし、「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」の下、六つの基本目標を定め、望ましい将来のまちづくりを進めています。</p> <p>また、人口減少と少子高齢化の進行を背景に、消滅可能性都市が議論され、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくため、平成27年10月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、その後、人口減少と地域経済縮小を克服する取組の継続と好循環の確立を図るため、総合戦略改訂版を令和2年3月に策定され、計画的に施策、事業の展開を図っています。</p> <p>この間、地方創生の推進や、大規模自然災害や、新型コロナウイルス感染症の発生による安心、安全の希求など、まちづくりに求められるニーズが多様化する一方、国、地方自治体とも、厳しい財政状況が続いています。</p> <p>こうした状況の中、第五次総合計画、前期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年度に最終年度を迎えることから、現行の計画、戦略を基本とし、この間の変化の対応を予測しながら、令和4年度以降の持続可能なまちづくりの推進の事業展開について、次の質問、5項目にわたり、進捗状況と今後の取組についてを伺います。</p> <p>一つですが、一つ目でございますが、第五次総合計画、前期基本計画は5年間を経過し、まちづくりの目標、六つの基本</p>



	<p>目標とする施策項目の進捗状況とその検証結果、評価など、どうなっているのか。</p> <p>進捗状況とその検証結果表の提出を求める。</p> <p>二つ目でございますが、町民と協働による取組など、本計画の趣旨や内容を分かりやすく、積極的に町民に理解と協力を得て、推進は勧められたのか。</p> <p>三つ目でございますが、総合計画における担当課の実施計画は、3年間のローリング方式の実施計画は、総合計画に基づいて予算要求されると思います。</p> <p>大変重要な事業だと思っております。</p> <p>委員会への事業説明が必要と思われれます。</p> <p>そのお考えを伺います。</p> <p>他町村では、年度のうちには説明をし、評価と結果を報告している状況でございます。</p> <p>四つ目として、総合戦略は、平成27年から平成31年までの5年間を対象期間とし、毎年進捗状況をモニタリングし検証を行いますと明記してありますが、公表されているのは平成28年の進捗状況、検証結果のみでございます。</p> <p>平成28年から令和2年の、進捗状況、検証結果の公表はどうなっているのか。</p> <p>五つ目でございますが、計画期間が長期であるため、期間が、人口減少や少子高齢化などの社会状況等の変動や新たな町民のニーズに対応する必要性があることから、施策、事業の見直しを行いながら弾力的に推進することと総合開発審議会より答申されていますが、本計画の施策、事業の見直しをされるお考えはないのでしょうか。</p> <p>また、今後の4年間の取組についてのお考えを伺います。</p> <p>以上であります。</p>
議長（中島寛直君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>企画課長 石黒義仁君。</p>
企画課長（石黒義仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。</p> <p>第五次総合計画については、基本コンセプト、「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」を目指し、最上</p>

	<p>位計画として位置づけています。</p> <p>質問 1 では、各担当課において、年度別の事業及び事業費の見直しを行っているところです。</p> <p>アンケートに係る検証はできておりませんが、施策項目内の検証、評価につきましては、現在進めているところです。</p> <p>今までに行ってきた成果につきまして、次のとおり、一部ご報告させていただきます。</p> <p>基本項目 1、交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくりに定めている土地利用促進では、農地や林地の荒廃問題を解消するため、クラウドファンディング事業などを活用した土地保全整備を行っております。</p> <p>また、急傾斜地の整備、道路整備を計画的に行ってきたことにより、地域住民の安全の確保が保たれています。</p> <p>基本項目 2、自然と調和した快適でうるおいのある環境づくりでは、田舎暮らしのよさを知ってもらえるよう、田舎暮らし体験事業を通じて関係人口の創出を図り、町の交流拠点として PR をしてきたことにより一定の効果がありました。</p> <p>一方で、ライフライン強化のため、上下水道を重点に整備し、快適な生活環境の確保に努めてまいりました。</p> <p>基本項目 3、健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくりでは、子育て支援、高齢者福祉の充実を図るため、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画や老人保健福祉計画の策定、見直しなどを行い、町民の皆様が健康で明るく暮らせるよう、事業を進めております。</p> <p>基本項目 4、個性と創造性を育むこころ豊かなひとづくりでは、将来を担う子供たちのために、デジタル機器などを利用した ICT 教育を充実させ、教育力の向上を目指しています。</p> <p>また、生涯学習講座を広域で行うことにより、多くの学ぶ場を提供しています。</p> <p>基本項目 5、地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくりでは、町内で生産された品を七宗ブランドとして認証するための制度を設け、地域資源を活用した特産品の開発を支援するための補助金を導入し、地域経済の活性化につなげるとともに、町内の観光資源を生かしたイベントを開催し、関係人口や交流人口を増やせるよう進めております。</p> <p>基本項目 6、参画と協働による自主・自立のまちづくりでは、</p>
--	---

	<p>町民の参画を推進するため、ウエルカム戦略事業の中でワークショップを開催し、町民と行政が一体となった取組を行ってきました。</p> <p>財政面においては、財源確保のため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を上手に活用し、自主財源の確保を図っています。</p> <p>また、美濃加茂市との定住自立圏構想協定を結び、広域での地域活性化に向けた取組を行っております。</p> <p>質問2については、本計画の町民への理解、協力の推進について、アンケート調査などで意見を聞いていただいておりますが、積極的なPRはできておりません。</p> <p>今後、地区や各種団体と行政が連携し、町民参画によるまちづくりを進めていければと考えております。</p> <p>質問3については、各課において確認、見直しを行い、予算要求時に反映しております。</p> <p>委員会での説明につきましては、今後検討していきたいと考えております。</p> <p>質問4では、総合戦略の検証結果の公表につきまして、総合戦略の検証は毎年度行っており、公表が平成28年度のみとなっておりますので、早急に公表し、遅延や漏れがないよう進めてまいります。</p> <p>質問5につきましては、本計画にある基本構想は引き続き継続させていただく考えですが、基本計画、実施計画は、社会情勢の変化の柔軟な対応も必要と考えております。</p> <p>今後の4年間では、基本コンセプトにある、「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」を目指し、六つの基本計画に掲げている各施策を推進してまいりたいと思います。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	玉木幸治君。
4番（玉木幸治君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ご答弁ありがとうございました。</p> <p>再質問はしませんが、お願いをしまして私の質問は終わるんですが、基本計画及び実施計画はまちづくりの最上位の計画</p>

	<p>であります。</p> <p>将来にわたって活力ある地域社会を実現し、町民の生活向上と町の発展のため、今後とも計画的に施策、事業の推進を進めていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長（中島寛直君）	<p>以上で、町政一般に対する質問を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>全員協議会開催のため、これより暫時休憩したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（中島寛直君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、全員協議会開催のため、これより暫時休憩することに決定いたしました。</p> <p>それでは、これより暫時休憩に入ります。</p>
	<p>(午後2時51分 休憩)</p> <p>(午後4時00分 再開)</p>
議長（中島寛直君）	<p>ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第3、各常任委員会の審査結果を各常任委員長に報告を求めます。</p> <p>初めに、総務建設常任委員会委員長 上野和義君。</p>
総務建設常任委員長 (上野和義君)	<p>(報告のため登壇)</p> <p>令和4年3月15日、七宗町議会議長 中島寛直様。</p> <p>総務建設常任委員会委員長 上野和義。</p> <p>総務建設常任委員会の審査結果報告書。</p> <p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。</p> <p>事件番号、事件名、審査結果。</p> <p>承認第2号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算(第10号)中、総務建設関係、原案のとおり承認すべきものと決定しました。</p>

議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算中、総務建設関係、議第2号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第3号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、総務建設関係、議第4号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、総務建設関係、議第5号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計予算、議第6号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計予算、議第7号 令和4年度七宗町神湊財産区特別会計予算、議第8号 令和4年度七宗町上麻生財産区特別会計予算、議第9号 令和4年度七宗町中麻生財産区特別会計予算、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。

ただし、議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算中、歳出6款1項3目12節細目101の三年晩茶特産品化業務委託料については、事業計画の策定まで一括して業務委託すべきではない。

議第10号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第11号）中、総務建設関係、議第11号 令和3年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、総務建設関係、議第12号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）中、総務建設関係、議第13号 令和3年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第14号 令和3年度七宗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第15号 令和3年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。

ただし、不用額の多い減額補正でしたので、予算編成にあたっては、最小限の経費で最大限の効果を上げるべしとする原則の下、法令遵守を再認識すること。

議第16号 七宗町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第17号 七宗町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第18号 七宗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 七宗町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

	<p>について、議第24号 七宗町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 町道の路線の認定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続きまして、教育民生常任委員会委員長 林茂樹君。</p>
<p>教育民生常任委員長 （林茂樹君）</p>	<p>（報告のため登壇） 教育民生常任委員長の林ですが、教育民生常任委員会で慎重に審議した結果を報告させていただきます。 令和4年3月15日、七宗町議会議長 中島寛直様。 教育民生常任委員会委員長 林茂樹。 教育民生常任委員会の審査結果報告書。 本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。 事件番号、事件名、審査結果の順に読み上げて報告させていただきます。 承認第1号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第9号）、承認第2号 専決処分について、令和3年度七宗町一般会計補正予算（第10号）中、教育民生関係、原案のとおり承認すべきものと決定しました。 議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算中、教育民生関係、議第2号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別会計予算中、教育民生関係、議第3号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計予算中、教育民生関係、議第4号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計予算中、教育民生関係、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。 ただし、議第1号 令和4年度七宗町一般会計予算の歳出中、10款1項3目にある小中学校基本構想策定委託料については、子どものことを第一に考え、町として基本構想を示しながら、早急に地域の住民や関係団体との話し合い等を持つこと。また、同10款5項6目にある七宗町体育館将来計画調査委託料については、執行前に施設の存廃について議論すること。 議第10号 令和3年度七宗町一般会計補正予算（第11号）中、教育民生関係、議第11号 令和3年度七宗町国民健康保険事</p>

	<p>業特別会計補正予算（第3号）中、教育民生関係、議第12号 令和3年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） 中、教育民生関係、議第21号 七宗町非常勤の特別職職員の 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、ごめんなさい、申し訳ありません、議第12号まで ですね。</p> <p>教育民生関係、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定 しました。</p> <p>ただし、不用額の多い減額補正でしたので、予算編成にあた っては、最小限の経費で最大限の効果を上げるべしとする原 則の下、法令遵守の再認識をすること。</p> <p>申し訳ありませんでした。</p> <p>議第21号 七宗町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 七宗町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞ れ可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上であります。</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>以上で、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。</p> <p>それでは、ただいま議題となっています承認第1号及び承認 第2号並びに議第1号から議第25号までの各案件は、委員長 の審査結果に対する討論を行います。</p> <p>反対討論から許します。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>続いて、賛成討論を許します。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
<p>議長（中島寛直君）</p>	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これより採決します。</p> <p>承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号ま での各案件は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛 成の方は起立をお願いします。</p>

	(賛成者起立)
議長 (中島寛直君)	<p>全員起立、着席してください。</p> <p>したがって、承認第1号及び承認第2号並びに議第1号から議第25号までの各案件は、各常任委員長報告のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和4年第1回七宗町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうもお疲れさまでした。</p> <p>(午後4時16分 閉会)</p>



--	--

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

	議会議長      中 島 寛 直
	署名議員      大 鋸 利 光
	署名議員      玉 木 幸 治